

第四次地域管理経営計画書

(千曲川上流森林計画区)

計画期間 自 平成26年4月1日
至 平成31年3月31日

中部森林管理局

この地域管理経営計画書は、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づき、同法第4条の管理経営基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和して、対象とする国有林野の自然的、社会的諸条件の特性に応じた管理経営の基本となる事項について中部森林管理局長が定める計画である。

この地域管理経営計画（以下、「本計画」という。）の計画期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間である。

目 次

はじめに	・・・	1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	・・・	2
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	・・・	2
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	・・・	7
(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた 貢献に必要な事項	・・・	15
(4) 主要事業の実施に関する事項	・・・	16
(5) その他必要な事項	・・・	17
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	・・・	18
(1) 巡視に関する事項	・・・	18
(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	・・・	19
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	・・・	19
(4) その他必要な事項	・・・	21
3 林産物の供給に関する事項	・・・	21
(1) 林産物の安定的な取引関係の確立に関する事項	・・・	21
(2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献	・・・	22
4 国有林野の活用に関する事項	・・・	22
(1) 国有林野の活用の推進方針	・・・	22
(2) 国有林野の活用の具体的手法	・・・	23
(3) その他必要な事項	・・・	23
5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野 と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民 有林野の整備及び保全に関する事項	・・・	23
(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針	・・・	23
(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認 められる民有林野の整備及び保全に関する事項	・・・	24
6 国民の参加による森林の整備に関する事項	・・・	24
(1) 国民参加の森林に関する事項	・・・	24
(2) 分収林に関する事項	・・・	25
(3) その他必要な事項	・・・	26
7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	・・・	26
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	・・・	26
(2) 地域の振興に関する事項	・・・	26

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割にあたる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能維持増進を図るとともに、併せて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うこととされている。

このような中で、森林に対する国民の要請が、国土の保全や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつ多様化しており、中でも地球温暖化防止や生物多様性の保全については国有林への期待が大きくなっている。こうしたことを踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮を基本理念とする森林・林業基本法の下で、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、持続可能な森林経営及び開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を行っていくことが必要である。

また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、我が国の林政は森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、国有林野の公益的機能の発揮のための事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行したところである。

従って、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において実施する事業としてふさわしく、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して、森林・林業再生へ貢献するための取組を進めていくこととする。

本計画は、このような国有林野を取り巻く状況を踏まえ、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を推進するとともに、各々の課題に国有林として率先して取り組むこととし、今後5年間の千曲川上流森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めるものである。

今後、千曲川上流森林計画区における国有林野の管理経営は、国の地方支分部局、関係県、関係市町村などの行政機関と一層の連携を図るとともに、地域住民の理解と協力を得ながら、この計画に基づいて適切に行うこととする。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

① 森林計画区の概況

本計画の対象は、千曲川上流森林計画区の上田、東御、小諸、佐久市及び南佐久、北佐久、小県郡内に所在する国有林野 58,780 ha である。

当該計画区は長野県東部で千曲川上流部に位置し、年間降水量は 1,000 mm 前後と少ないため、農業用水などは古来から溜め池等に依存し、飲料水についても山麓の地下水や湧水を使用している。また川上村に源を発する千曲川は佐久平、善光寺平、越後平野の重要な水源となっていることから、国有林野面積の 89% が水源かん養保安林に指定されている。

本計画区は、首都圏にも近く軽井沢は早くから国民の保健休養の場として利用され、また高速交通網等の整備に伴い優れた自然景観に恵まれている北白樺、菅平、野辺山等は観光地及び森林を利用したスキー場、森林浴等の保健休養の場として利用されていることから、上信越高原国立公園、秩父多摩甲斐国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園、妙義荒船佐久高原国定公園にも指定されており、首都圏から多くの人を訪れている。

また、木材加工業については、郷土樹種であるカラマツ材の生産及び利用の先進地でありカラマツを利用した木材加工業が発達している。

このため、本計画区内の国有林野の有する水源涵養機能^{かん}、山地災害防止機能や保健文化機能などの公益的機能の発揮を積極的に高めていくことを第一とし、併せて木材加工業の振興を図るためカラマツの安定的供給に努めることとし、それぞれ森林の機能が適切に発揮されるよう管理経営を行っていくこととする。

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

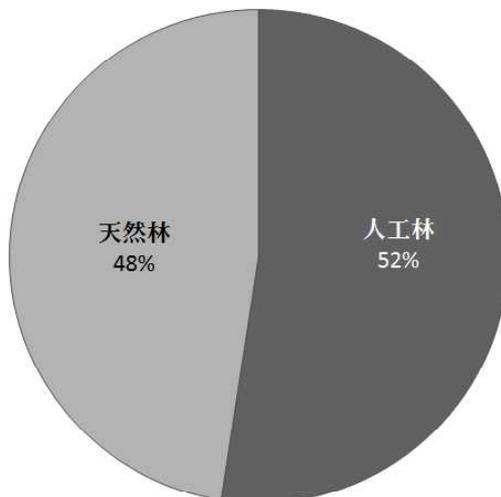
ア 森林計画区内の国有林野の現況

本森林計画区の林分内容(25年3月時点)は、人工林の割合が 52%、天然林の割合が 48% となっている。(図-1 参照)

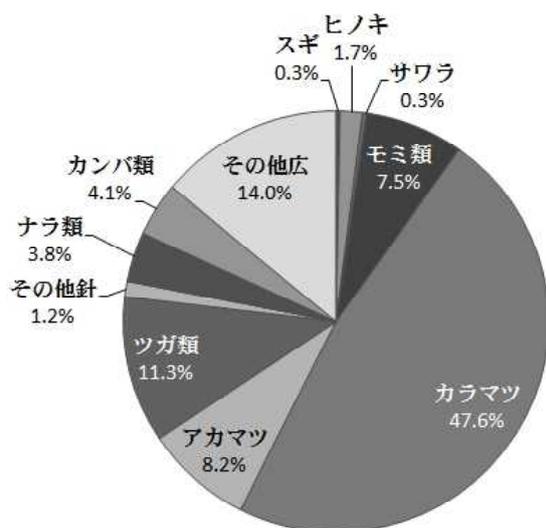
主な樹種としてはカラマツが 48%、アカマツが 8%、ツガ類が 11% を占めている。(図-2 参照)

また、人工林の齢級構成は 7 齢級から 13 齢級で 78% を占めている。(図-3 参照)

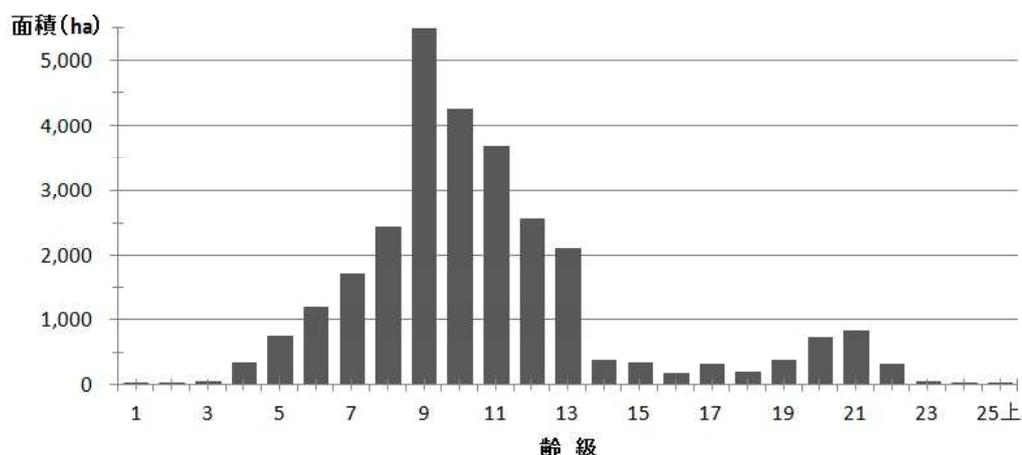
図-1 人工林・天然林の分布(面積比)



図－2 主な樹種構成（材積比）



図－3 人工林の齢級構成



注：「齢級」は林齢（樹木の年齢）を5年の幅にくくったもの。
1 齢級は1～5年、2 齢級は6～10年、10 齢級は46～50年となる。

イ 主要施策に関する評価

前計画の平成21年度～平成25年度の当計画区における主な計画と実行結果は次のとおりとなった。（平成25年度は実行予定を計上した。）

伐採総量に関しては、主伐計画箇所の殆どが分収林の契約満了に伴う伐採であり、契約相手から契約延長の要望があったため、計画を下回る結果となった。間伐については、林分状況から未実施とした箇所もあったが、現地調査による事業箇所毎の収穫量で計画を上回る森林が多かったため、実績で計画を上回る結果となった。なお臨時伐採量を含めた計画量との対比では、計画を下回る結果となった。

更新・保育総量に関しては、立木販売による分収林の伐採が計画期間の後半に集中し、計画期間内の更新が計画を下回る結果となった。その他の保育施業については、森林の状況に応じて必要な施業を実施した。

林道に関しては、一定の予算の中で主伐や間伐等の時期等を勘案し、局内の優先順位を

考慮したこと、また、事業実行のために早期復旧等が必要な箇所では優先的に事業を行ったことから、開設・改良ともに計画を下回る結果となった。

項 目	計 画	実 績	実施率	
伐採総量 (単位:m3)	550,000	489,096	89%	
	主伐	43,525		42,878
	間伐	393,351		446,218
	臨時伐採量	113,124		—
更新総量 (単位:ha)	133	1	1%	
	人工造林	133	1	1%
	天然更新	—	—	
保育総量 (単位:ha)	33	43	130%	
	つる切・除伐・枝打	2,095	3,340	159%
林 道	開設 (単位:m)	24,780	8,547	34%
	改良 (単位:箇所)	47	26	55%

注：伐採総量のうち臨時伐採量とは、事業の支障木や被害木など、あらかじめ箇所ごとの伐採量を見込むことが困難なもので実績の集計上、主伐・間伐に整理している。

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林^{もり}」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモンテリオール・プロセス（注）に参画しており、この中で国全体として客観的に評価するための7基準（54指標）が示されている。本計画区内の国有林野においては、この基準を参考として、次のような森林の取扱方針に基づいて各般の取組を推進していくこととする。

ア 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等多様な林相の森林を整備・保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

主な取組は、次のとおりである。

- ・人工林の針広混交林化等の多様な森林整備
- ・保護林や緑の回廊における保全・管理、モニタリング調査の実施
- ・希少猛禽類が生息する区域における施業時期への配慮

イ 森林生態系の生産力の維持

森林としての成長力及び健全な森林を維持していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。

主な取組は、次のとおりである。

- ・一定林齢に達した人工林の間伐を積極的に推進
- ・主伐後の確実な植栽又は天然力を活用した更新
- ・森林の管理、効率的な森林整備を可能とする路網の整備

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

主な取組は、次のとおりである。

- ・森林病虫害等による被害の早期発見や山火事防止のための巡視
- ・松くい虫、ナラ枯れ等の森林病虫害による被害対策
- ・ニホンジカ、ツキノワグマ等の野生鳥獣による食害・剥皮防止対策

エ 土壌及び水資源の保全と維持等

降雨に伴う浸食等から根や表土を保全する森林や、下層植生の発達した森林の維持を推進する。また、水源涵養機能の発揮のため、人工林の間伐や伐期の長期化、広葉樹の導入による育成複層林への誘導等を推進する。

主な取組は、次のとおりである

- ・伐期の長期化による裸地状態の減少
- ・沢沿い、急斜地等における皆伐の回避
- ・伐採跡地の確実な更新
- ・下層植生の発達を促すための抜き伐り
- ・治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

二酸化炭素の吸収源、貯蔵庫となる森林を確保するため、森林の蓄積を維持・向上させるとともに木材利用を推進する。

主な取組は、次のとおりである。

- ・造林・間伐等の森林整備の推進
- ・木材利用の推進・普及啓発

カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等、森林へのふれあいの確保のためのフィールド提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

主な取組は、次のとおりである。

- ・機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営
- ・森林づくり活動のフィールドの提供
- ・レクリエーションの森の提供と利用促進

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

ア～カに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林」として開かれた管理経営を行うた

め、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

主な取組は、次のとおりである。

- ・地域管理経営計画等に基づいた適正な管理経営
- ・「国有林モニター」の設置や計画策定に当たっての地域住民等からの意見聴取
- ・中部森林管理局ホームページ等の充実による情報発信
- ・保護林や緑の回廊のモニタリング等の着実な実施

注：モントリオール・プロセス

1992年の地球サミットで採択された「森林原則声明」を具体化するため、温帯林等の持続可能な経営のための基準・指標の作成と活用を進めることを目的として、1993年に始められた自主的な国際的取組のこと。我が国を含め、米国、カナダ、ロシア、中国などの12カ国が参加している。

④ 政策課題への対応

災害からの流域の保全や地球温暖化防止、生物多様性の保全、木材の安定的な供給等地域から求められる国有林野事業への期待にこたえていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

ア 公益重視の管理経営のより一層の推進

災害防止等の観点から荒廃した溪流等について、溪間工等の治山事業を実施するとともに、水土保持機能の維持を図るため、山地災害防止タイプ等を対象に森林整備を実施する。

また、地球温暖化防止や生物多様性保全の観点から人工林を対象に間伐等の森林整備を実施するほか、天然林についてはその保全に努める。

更に、野生鳥獣との共存や生物多様性保全に資する森林施業への取組を推進するとともに、保護林や緑の回廊において継続的なモニタリング調査を行い保全措置を実施する。

加えて、レクリエーションの森等において歩道の整備・修繕等の対策を行うほか、学校等と連携した森林環境教育を実施する。

イ 森林・林業の再生への貢献

効率的かつ効果的な森林整備を行い、必要な路網整備を実施するとともに、循環型社会の構築のためカーボンニュートラルな資源である木材の計画的かつ安定的な供給に努める。

また、民有林と連携した施業を推進するため、森林共同施業団地の設定等により民有林・国有林が一体となった生産目標の設定、効率的な路網整備等の森林施業の合理化や木材の協調販売に取り組むこととする。

ウ 山村地域の振興

地域の産業の育成や文化の継承にも資する森林の整備や国有林野の活用、森林空間の総合利用等を通じて、林業・木材産業をはじめとする地域産業の振興、住民福祉の向上等の寄与に努める。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

① 国有林野の機能類型区分と管理経営の考え方

国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とし、重視すべき機能に応じ、国有林野の機能類型区分を行い、いわゆる公益林として管理経営を行うこととする。

具体的には

国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意しつつ、国有林野を次の5つの機能類型に区分し、民有林の森林施業との連携に配慮しつつ、区分に即した健全で活力のある森林の整備を推進し、それぞれの目的に応じて適切な管理経営を行うこととする。

機能類型		公益的機能別施業森林
山地災害 防止タイプ	土砂流出・崩壊防備 エリア	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、水源の ^{かん} 涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	気象害防備エリア	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、 ^{かん} 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、水源の ^{かん} 涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（立地条件（海岸）により除外する場合もある。）
自然維持タイプ		保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林・水源の ^{かん} 涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、（立地条件により、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を含む場合がある。）
森林空間利用タイプ		保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林・水源の ^{かん} 涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、（立地条件により、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を含む場合がある。）
快適環境形成タイプ		^{かん} 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、水源の ^{かん} 涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（立地条件（都市部）により除外する場合もある。）
水源 ^{かん} 涵養タイプ		水源の ^{かん} 涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（分収林・共用林野については、契約等に基づく取扱いを要する区域として明示）

また、間伐等の推進、伐採林齢の長期化、複数の樹種及び樹冠層から成る複層状態の森林の整備、小面積・モザイク的配置に留意した施業、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業を行うなど、天然更新等を活用しつつ、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定供給の確保、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、自然再生、国民と森林とのふれあいの場の提供、森林景観の保全等の観点を重視した管理経営を計画的かつ効率的に実施することとする。

さらに、国民の安全と安心を確保するため、今後とも民有林治山事業等との連携の下に治山事業を計画的に推進することとする。

大規模な山地災害発生時には専門技術を有した職員を現地に派遣するなどし、国有林防災ボランティアの協力も得つつ、迅速な災害対策、二次災害防止対策を図ることとする。

林道等の路網については、林産物の搬出、森林の育成のみでなく、森林の適切な保全管理等を効率的に行うために必要であり、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう施業方法に応じて計画的に整備することとする。

林相の維持・改良等に必要の施業の結果、伐採・搬出される木材の有効利用及び機能発揮に支障を及ぼさない範囲で齢級構成の平準化や地域ニーズ等に応じて必要な主伐を計画的に行い、伐採木を供給していくこととする。

② 機能類型ごとの管理経営に関する方向

ア 山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプについては、次の2つのエリアに区分して取り扱うこととする。

(ア) 土砂流出・崩壊防備エリア

土砂流出・崩壊防備エリアの国有林野（本計画区の24%）は、主に土砂の流出崩壊の防備等山地災害防止機能の発揮を第一とし、そのため根系が深くかつ広く発達し、下層植生の発達が良好な森林等を目的として、管理経営を行うこととする。

具体的には

- a 針広混交林や樹木の根系が深くかつ広く発達した森林、下層植生の発達が良好な森林は、現状を維持することとする。
- b 天然力の活用によりの確な更新が図られると認められる林分については、育成複層林及び天然生林へ導くための施業によることとし、択伐等によって、針葉樹・広葉樹、深根性樹種・浅根性樹種が混交するように努めることとする。
- c カラマツ等の人工林については、択伐・間伐等により育成複層林へ導くための施業等を実施し、針広混交林への誘導に努めることとする。

(イ) 気象害防備エリア

該当なし

山地災害防止タイプの面積

(単位：h a)

区分	山地災害防止タイプ	面積	
		うち、土砂流出 ・崩壊防備エリア	うち、 気象害防備エリア
面積	14,000	14,000	0

イ 自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプの国有林野（本計画区の11%）は、貴重な森林生態系の維持等生物多様性の保全機能の発揮を第一とし、そのため良好な自然環境を保持する森林、希少な動植物の生息・生育に適している森林等を目標として、管理経営を行うこととする。

具体的には

- a 森林施業は原則として現況の森林を維持することを目的とした天然生林へ導くための施業として自然の推移に委ねる管理を行うこととする。
- b 国内希少野生動植物種であるイヌワシの生息域やレンゲツツジ等の自生地、八ヶ岳固有の植物を含む豊かな高山植物群落等を引き続き保護林として適切に管理する。

自然維持タイプの面積

(単位：h a)

区 分	自然維持タイプ	
	自然維持タイプ	うち、保護林
面 積	6, 298	4, 219

ウ 森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプの国有林野（本計画区の14%）は、主に森林とのふれあいを通じた森林と人との共生を図る等保健・レクリエーション機能又は文化機能の発揮を第一とし、そのために多様な樹種からなり、周辺の山岳や溪谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林等を目標として、森林の利用形態等に応じた多様な森林を維持・造成することとする。

具体的には

- a 天然生林へ導くための施業によるほか、人工林については、育成複層林へ導くための施業を行うこととし、間伐等による針広混交林化、自然観察等に適した森林の造成や修景などを推進する。
- b 国民の保健・文化・教育的利用に供するための施設又は森林の整備を行うことが適当と認められる湯の丸・高峰、北八ヶ岳自然休養林等を引き続きレクリエーションの森として適切に管理し、広く国民に開かれた利用の場に供する。

森林空間利用タイプの面積

(単位：h a)

区 分	森林空間利用タイプ	
	森林空間利用タイプ	うち、レクリエーションの森
面 積	8, 492	5, 432

エ 快適環境形成タイプに関する事項

該当なし

オ 水源涵養タイプに関する事項

水源涵養タイプの国有林野（本計画区の51%）は、主に渇水緩和や水質保全等水源涵養機能の発揮を第一とし、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の発達が良好で、諸被害に強い森林を目標とし、それぞれの森林の現況等に応じた森林施業を行うこととする。なお、水源涵養機能の発揮に留意しつつ、森林資源の有効利用も図ることとする。

具体的には

- a 周辺の森林資源の状況等から、将来にわたって人為を積極的に加えていくことが適切と判断されるカラマツの育成単層林においては、伐期の長期化を図り間伐を繰り返すなかで、下層植生が発達した林分構造を維持しつつ、健全な育成単層林を維持するための施業を実施することとする。
- b 比較的傾斜が緩く下層植生が豊かで、皆伐を行っても表土の流亡等のおそれのない林分については、伐採箇所のモザイク的配置や小面積分散型の施業を実施することとする。
- c 特定の水源の保全、景観維持等を図るために必要な林分については、複層伐等により育成複層林へ導くための施業を行い、複数の樹冠層を構成する森林に誘導することとする。
- d 天然林においては、人為あるいは天然力を活用した更新が可能な林分について、択伐等により育成複層林及び天然生林へ導くための施業を行い、複数の樹種及び樹冠層を構成する森林に誘導することとする。

水源涵養^{かん}タイプの面積 (単位：h a)

区 分	水源涵養 ^{かん} タイプ
面 積	29,951

なお、機能類型ごとの管理経営は、別冊〔管理経営の指針〕によることとする。

③ 地域ごとの機能類型の方向

本計画区における地域ごとの重点的に行うべき管理経営は次のとおりとする。

ア 湯の丸地域（角間山、奈良尾山、柳狭間、和山、新張山、北山国有林）

当地域は、湯ノ丸山(2,101m)、竈ノ登山(2,227m)の山麓に広がる5,958haの地域である。湯ノ丸山の東南部は裾野地形で、北部に位置する角間山(1,981m)一帯と竈ノ登山東南部は急峻で起伏に富んだ地形となっており、上信越高原国立公園にも指定されている。湯の丸・高峰自然休養林を設定している山麓の高原地域と竈ノ登山・三方峰の山岳地帯、深沢川流域は保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして管理経営を行うこととする。

(ア) 和山、新張山地域は水源涵養^{かん}機能を重点的に発揮させるため、水源涵養^{かん}タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 角間山地域及び深沢川流域を除く北山地域は地形・地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

イ 傍陽地域（傍陽山、菅平国有林）

当地域は、大松山(1,649m)、鏡台山(1,269m)、大峰山(1,327m)の山麓に広がる4,760haの地域である。大松山の北東斜面は、高原状の地形を呈し、全般的には緩斜面となっている。

(ア) 大松山南面の大倉上流域及び石堂流域は、地形・地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 大松山より北部地域は、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) 菅平の湿原を含む一帯は、郷土の森に指定しており、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(エ) その他の地域は、水源涵養機能を重点的に発揮させるため、水源涵養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

ウ 大門・和田地域（大門山、和田山国有林）

当地域は、高原状の緩傾斜地を呈した広大な山麓地形で、八ヶ岳中信高原国定公園にも指定されている8,521haの地域である。

(ア) 大門・和田の上流部は、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 和田の野々入川左岸の一部は、地形・地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) 大門山の一部を特定動物生息地保護林に指定しており大型鳥類の生息地の保護を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(エ) その他の地域は、水源涵養機能を重点的に発揮させるため、水源涵養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

エ 武石・奈良本地域（奈良本山、西内、山ノ神、焼山、茂沢国有林）

当地域は美ヶ原高原の高原状の緩傾斜地から起伏が大きく尖鋭な尾根、直線的な山麓斜面となっており、八ヶ岳中信高原国定公園にも指定されている5,682haの地域である。

(ア) 美ヶ原高原台地に隣接する一帯は、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 三才山峠、山ノ神及び茂沢一帯は、地形・地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) 美ヶ原高原上部については、植物群落保護林に指定しており自然環境の保全機能を重点

的に発揮するため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(エ) 奈良本山一帯と西内の中部等については、水源涵養機能を重点的に発揮させるため水源涵養タイプとして区分し管理経営を行う。

オ 青木・上田地域（半過山、飯縄山国有林）

当地域は半過山、飯縄山地域に分散しており、いずれも里山に位置する563haの地域である。

(ア) 半過山地域は千曲川左岸に位置し、千曲川沿いは段丘地形で住宅地が存することから山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 飯縄山地域は飯縄山(932m)を中心とした里山地帯で、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) 管社地域上流左岸地帯は、水源涵養機能を重点的に発揮させるため、水源涵養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

カ 浅間地域（高峰、浅間山、長倉山、碓氷山、西山国有林）

当地域は活火山として世界的に有名な浅間山(2,568m)を主峰とし、北部の高峰山(2,092m)から広大な裾野地形の国境平・西部の長倉山(1,591m)、碓氷峠に至る火山裾野地形で構成されており、上信越高原国立公園特別保護地区にも指定されている10,099haの地域である。

(ア) 浅間山頂・黒斑山を含む地域は自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 国道146号沿線や白糸ハイランドウェイ周辺、国境平周辺、深沢川周辺については、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) 浅間地域の標高1,500m以上の地域及び濁川周辺、繰矢川・湯川・深沢川周辺は、地形・地質等の条件から山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(エ) 浅間山山麓は冷涼寡雨の内陸性の気候帯に属し、佐久市を始め小諸市・軽井沢町等の水源地帯に位置し、山麓には数多くの湧水井戸等が掘削されていること等から水源涵養機能を重点的に発揮させるため、その大部分を水源涵養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

キ 香坂・大平・平尾地域（香坂山、大平山、平尾山、志賀山、大沢山国有林）

当地域は、寄石山(1,335m)の山麓緩斜面に広がる香坂山地区、八風山(1,315m)の山麓小団地の大平山地区、平尾富士(1,156m)の裾野である平尾山地区の3つの地区に別れており、妙義・荒船・佐久高原国定公園にも指定されている1,403haの地域である。

(ア) 香坂山地区及び大平山の上部は保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 香坂山の志賀山地域は地形・地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして、それ以外の地域は水源涵養機能を重点的に発揮させるため、水源涵養タイプとして区分し管理経営を行う。

ク 蓼科地域（蓼科山国有林）

当地域は八ヶ岳連峰の北端に位置する蓼科山(2,530m)北面の急峻な山麓斜面で、八ヶ岳中信高原国定公園特別保護地区にも指定されている488haの地域である。

(ア) 蓼科山山頂部の亜高山性の天然林は、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) その他の地域は、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプに区分しそれぞれ管理経営を行うこととする。

ケ 荒船・榊山地域（荒船山、榊山、天狗岩、大深山国有林）

当地域は、妙義荒船山地に属する荒船山(1,423m)を主峰とする榊山、天狗岩、大深山及び荒船山一帯となっており、地形・地理的条件の優れていることから妙義荒船佐久高原国定公園にも指定されている2,201haの地域である。

(ア) 兜岩に象徴される奇岩とミズナラ、カンバ等の林相で構成されている一帯は、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し、その周囲は保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分しそれぞれ管理経営を行うこととする。

(イ) 天狗岩の一部は地形・地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) その他の地域は、水源涵養機能を重点的に発揮させるため、水源涵養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

コ 日影・茂来山地域（日影山、茂来山、都沢山国有林）

当地域は、板石山(1,229m)の一帯及び茂来山(1,718m)の北面から四方原山(1,632m)の北面の地域で、起伏のある1,449haの地域である。

(ア) 日影山、茂来山は一部を除き、水源涵養機能を重点的に発揮させるため、水源涵養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 茂来山の一部と都沢山の一部については、地形・地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

サ 川越石・相木地域（川越石、御座山、南相木山国有林）

当地域は、四方原山南面と御座山(2,112m)から南相木山一帯にかけての3,368haの地域である。

(ア) 川越石の全域及び御座山の中腹部及び南相木山の主要部分については、水源涵養機能を重点的に発揮させるため、水源涵養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 御座山山頂を含むモミ、ツガ等の天然林の一帯は郷土の森に指定されており、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) 御座山北側、相木川源流域と栗生川上流の一部については、地形・地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

シ 金峰山・甲武信ヶ岳地域（居倉山、五郎山、東毛木場山、梓久保、金峰山、所沢国有林）

当地域は、長野、山梨、埼玉の3県の県境に位置する甲武信ヶ岳(2,475m)から金峰山(2,599m)、所沢、居倉山を含み、秩父多摩甲斐国立公園にも指定されている4,196haの地域である。

(ア) 金峰山、梓久保及び甲武信ヶ岳の稜線一帯のアオモリトドマツ、シラベ、コメツガ等の天然林は、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 東毛木場山の千曲川源流域は、水源涵養機能とともに土砂流出・崩壊の防備など山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、また、飛び地の五郎山及び梓久保から居倉山にかけて山腹の一帯は、地形・地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) 所沢の一部については、水源涵養機能を重点的に発揮させるため、水源涵養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

ス 八ヶ岳・白駒地域（八ヶ岳、奥向平国有林）

当地域は、赤岳(2,899m)を主峰とした2,000m級の硫黄岳、天狗岳、丸山等の連山からなる八ヶ岳連峰東斜面で、下部は山麓緩傾斜面となっており、八ヶ岳中信高原国定公園特別保護地区にも指定されている5,376haの地域である。

(ア) 八ヶ岳連峰を含む稜線一帯は、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し、山麓部は、地形・地質等の条件から山地災害防止機能及び水源涵養機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプ及び水源涵養タイプとしてそれぞれ区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 国道299号沿線、稲子地区及び野辺山地区の一部は、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

セ 大曲・屋敷入奥地域（屋敷入奥、大曲、立科国有林）

当地域は、八ヶ岳連峰横岳(2,480m)から東に延びる緩斜面で、上部は八ヶ岳中信高原国定公園にも指定されている4,656haの地域である。

(ア) 双子池を中心とした山頂部は自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。また、その周辺地域は保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 双子山中腹部は、地形・地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) 山麓部や裾野地形にある分収造林を含む^{かん}一帯については、水源涵養^{かん}機能を重点的に発揮させるため、水源涵養^{かん}タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、佐久地域林業振興協議会、上小森林整備促進協議会等の場を通じ、県、市町村等との密接な連携を図りながら、我が国の森林・林業の再生に貢献していくものとする。このため、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、組織・技術力・資源を活用した民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととする。

具体的には、当流域では、低コスト作業システムの紹介や、ボランティア団体等が実施する森林学習のフィールドの提供などの要望があることから、低コスト作業システムについての現地検討会等の実施や、ボランティア団体等への活動の場の提供等に優先的に取り組むこととする。また、県、市町村等との情報連絡を図り流域の課題や地域ニーズの的確な把握に努めつつ、市町村森林整備計画の作成の支援に努めることとする。このような中で、以下に掲げる事項に重点的に取り組むこととする。

① 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

低コスト作業システム現地検討会等を開催し、低コスト作業システムの定着等に取り組む。

② 林業事業体の育成

計画的な事業の発注等による林業事業体の育成に取り組む。

③ 民有林と連携した施業の推進

民有林と連携した施業を推進するため、森林共同施業団地の設定等により、民有林・国有林が一体となった生産目標の設定や、効率的な路網整備等の森林施業の共通化を図り、施業の合理化に積極的に取り組む。

森林共同施業団地設定状況

箇所数	面積（単位：h a）	
	国有林	民有林
1	2, 3 6 3	3, 6 3 3

④ 森林・林業技術者等の育成

国有林野事業において専門的かつ高度な知識・技術と現場経験を有する森林総合監理士（フォレスター）等を系統的に育成する。また、事業の発注や国有林野の多種多様なフィールドの提供等を通じて民有林の人材育成を支援するとともに、大学等関係機関と連携した取組を推進する。

⑤ 林業の低コスト化等に向けた技術開発

コンテナ苗を用いてその後の造林を同時期に行う手法、天然更新等の低コスト造林手法や環境への負荷の少ない路網整備、地域の課題に対応した技術開発など、林業の低コスト化に向けた技術開発に取り組む。

⑥ その他

- ア 公共建築物や公共事業における資材、あるいは木質バイオマス等としての木材利用の拡大を推進するとともに、そのために必要な木材の計画的・安定的供給に努める。
- イ 山地の荒廃状況等の安全・安心に関わる情報の提供等に努める。
- ウ 野生鳥獣との共存や生物多様性保全に資する森林施業への取り組みを推進する。
- エ 本計画区の森林の整備や保全を図るため、地元市町村やボランティア団体等と一体となった取り組みを推進する。
- オ 国民各層への森林・林業の理解を深めるため、レクリエーションの森等森林の利用の促進や体験林業等を通じた森林環境教育を推進する。

(4) 主要事業の実施に関する事項

本計画期間における伐採、更新、保育、林道の事業総量は以下のとおりであり、これらを適切に実施することにより、健全な森林の育成・整備に努めることとする。

なお、事業の実施にあたっては、公益重視の管理経営の一層の推進や森林・林業再生への貢献を基本方針とし、地域管理経営計画等に基づく、計画的な事業の実行に努めることとし、その際、低コストで効率的な作業システムの定着等を通じた木材生産等の低コスト化を推進するなど、民有林行政との連携を図りつつ計画的かつ効率的な事業の実行を図ることとする。また、安全・健康管理対策を推進することとする。

ア 伐採総量

(単位：m³・ha)

区分	主伐	間伐	計
計	233,613 《95,355》	466,387 (6,868)	700,000

注1：()は、間伐面積である。

注2：《 》は、臨時伐採量の数値(うち数)である。

イ 更新総量

(単位：ha)

区分	人工造林	天然更新	計
計	484	—	484

ウ 保育総量

(単位：ha)

区分	下刈	つる切	除伐	枝打
計	1,225	613	626	45

エ 林道の開設及び改良総量

区分	開設		改良	
	路線数	延長量(m)	箇所数	延長量(m)
計	26	66,825	43	6,240

(5) その他必要な事項

① 国民の森林としての管理経営

国有林野の管理経営にあたっては、国有林野を「国民の森林」としての位置づけを踏まえ、生物多様性の保全等の新たな課題を踏まえつつ、国民に開かれた管理経営を推進することとする。その際、森林・林業や多様で豊かな自然環境に関する知識と経験を備えた人材等を活用しつつ、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等国民の要請に機動的・弾力的に対応することとする。

また、開かれた「国民の森林」として管理経営の透明性を確保するため、計画策定等の機会を通じて広く住民等の意見を聴くなど国民の理解を促進するための取組を進めるとともに、計画の実施状況の周知とそれに対する意見を聴くなど、次期計画の作成に向けた取組を進めることとする。

さらに、一般国民から公募する「国有林モニター」制度の活用等による双方向の情報受発信等の取組を推進することとする。

② 地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化防止に貢献するため、吸収源となる森林の整備や木材利用等の推進に率先して取り組むこととする。特に今後、人工林の高齢級化に伴う二酸化炭素の吸収量の低下や資源の成熟に伴う伐採（主伐）面積の増加が見込まれる中で、将来にわたる吸収作用の保全及び強化を図る必要があることから、効率的かつ効果的な再造林手法の導入・普及等に努める。

③ 生物多様性の保全

原生的な天然生林や貴重な野生動植物が生息・生育する森林については、適切な保全・管理を行うとともに、その他の森林については適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化等の積極的な整備を行うなど、森林の状況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進することとする。

特に、貴重な自然環境としての天然林や植物群落、特徴的な地形・地質等については、国有林野事業の管理経営との調整を図りつつ保護林や緑の回廊として適切に保護・保全を図って行くこととする。

また、溪流等水辺の森林等については、その連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めることとする。

さらに、自然災害等により劣化した森林の再生・復元、野生鳥獣被害対策、荒廃した植生の回復、利用者に対する利用ルールについての理解の醸成などに地域と協働・連携に努めることとする。

④ 治山事業の計画的な実施

本計画区は、軽井沢高原・美ヶ原高原等の観光地を有し山岳レクリエーションや保健休養の場等に利用される重要な地域であるとともに、国有林に近接して国道や鉄道等の保全対象が多いことから、山地荒廃が生活・産業に及ぼす影響が大きい。

このようなことから、国民の安全安心を図るため、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、既往の荒廃地や流域の荒廃状況および保全対象等を慎重に見極めつつ、民有林治山事業や他の国土保全施策との連携の下に治山事業を計画的に推進する。

また、自然環境の保全や豊かな環境づくりなど森林が持つ多面的機能を高度に発揮させることを基本方針として、森林整備事業等との密接な連携を図ることとする。

さらに、実施にあたっては木材等を利用した工法の導入やコスト縮減に努めるとともに、労働安全衛生の確保に努めることとする。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

ア 本計画区は、優れた自然景観を呈する森林等が多く、レクリエーションの森の利用等入林者が多く、特に降雨量の少ない地域でもあり、春季は入林者が多くなってくる時期と乾燥期が重なり山火事発生の危険性が增大するため、地元市町村等と連携を密にして山火事防止の啓発活動及び巡視を行うこととする。

イ 動植物の保護、自然環境の保全や不法投棄防止の啓発等に努め、特に利用者が増加するシーズンには林野巡視等を強化することとする。

② 境界等の保全管理

国有林野を適切に管理経営していく上で、民有地との境界の保全管理は重要であることから、境界標、標識類の巡検及び境界の巡視等を行うとともに、貸付地等の状況把握を行い、その適切な保全管理に努めることとする。

また、森林の適切な管理に必要な歩道の維持管理に努めることとする。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

上小地区においては他流域に比べ松くい虫被害発生が顕著であり、特に半過山国有林は、民有林に隣接する里山林で景観にも優れていること、マツタケの産地として地元産業への振興も大きいことから、地元も被害の拡散に重大な関心を持っている。このため、被害地域の拡大防止を図るため松くい虫防除対策協議会等の場を通じた民有林との連携の下に被害木の伐倒・薬剤処理を行うとともに、地上散布による防除対策を地域と連携して実施することとする。

また、それ以外の森林病虫害については、林野巡視等により被害の早期発見に努めるとともに、発見した場合は関係行政機関等と連携しながら適切かつ効果的な防除に努めることとする。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

ア 希少な野生動植物が生息・生育する森林の保全、生物多様性の維持等が一層重要となっていることから、引き続き保護林の適切な管理を通じて、優れた自然環境を有する森林等の適切な保全・管理に努めることとする。

また、保護林の状況を的確に把握し、設定目的に照らして評価する観点から、保護林モニタリング調査を実施し、調査結果を蓄積することにより、個々の保護林の状況に応じたきめ細やかな保全・管理を推進することとする。

イ 本計画区には、天明3年(1783年)の浅間山大噴火後に天然更新した「小浅間カラマツ林木遺伝資源保存林」など、18箇所の保護林を設定している。

ウ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図るため、イヌワシ、アツモリソウを対象種として、専門家による基礎調査、生態観察、委託団体等による巡視、生育環境や餌場確保に係る間伐等を通して、希少野生動植物種の保護を積極的に進めることとする。

保護林

種 類	箇 所 数	面 積 (h a)
林木遺伝資源保存林	4	98
植物群落保護林	9	2,018
特定地理等保護林	2	1,783
特定動物生息地保護林	1	94
郷 土 の 森	2	226
総 数	18	4,219

注：各保護林の設定目的は、以下のとおりである。

- ・林木遺伝資源保存林：主要林業樹種と希少樹種等に係る遺伝資源の保存
- ・植物群落保護林：国又は地域の自然を代表する植物群落、歴史的・学術的価値の高い個体等の保護
- ・特定地理等保護林：岩石の浸食や節理、温泉噴出物、氷河跡地の特殊な地形・地質の保護
- ・特定動物生息地保護林：希少化している野生動物とその生息地・繁殖地の保護
- ・郷 土 の 森：地域の自然・文化のシンボルとしての森林の保護

② 緑の回廊

ア 千曲川上流森林計画区の蓼科山から伊那谷森林計画区の編笠山までの稜線を結ぶ「緑の回廊八ヶ岳」について、野生動物の日常行動の把握、季節移動時の経路の確保、分断された個体の交流や個体群の遺伝的多様性の確保を図るとともに、植物についても動物による花粉媒介や種子散布を通じて交配拡大を図るなど、より広範で効果的な森林生態系の保護や生物多様性の保全に努める。

イ 緑の回廊内の森林の構造と野生動物の生息実態の関係を明らかにする観点からモニタリング調査等を行い、結果については、今後の緑の回廊の設定及び取扱いに反映させることとする。

緑の回廊

名 称		面 積 (h a)	延長 (k m)
緑 の 回 廊 八 ヶ 岳		5,832	21
内	千曲川上流森林計画区	2,156	
訳	伊那谷森林計画区	3,676	

注：内訳面積は四捨五入しているため、全体面積と一致しないことがある。

参考：緑の回廊八ヶ岳関係区域（周辺民有林）：山梨県有林外1,034ha

(4) その他必要な事項

① ニホンジカ等の被害対策

ア 近年、ニホンジカによる農林業被害、高山植物被害が顕著になっており、皆伐跡地は防鹿柵等の防護措置をとらないと造林ができない状況にある。このため環境行政をはじめ、県・関係市町村・関係団体等と連携を図りつつ、特定鳥獣保護管理計画に基づき、剥皮を防止する保護ネット等の効果的な装着、防鹿柵の設置とともに、囲いワナの作設による個体数調整に取り組む。

また、ツキノワグマ・カモシカの被害については、剥皮等の被害を防止するテープ等の効果的な使用に取り組むとともに、個体数調整と連携し、造林地等における食害等を未然に防止することとする。

イ 野ウサギ、野ネズミ等の被害については、森林の巡視等による早期発見に努め、適切な防除に努めることとする。

② 溪畔周辺の取扱い

溪畔周辺については、野生生物の生息・生育場所や移動経路の提供、種子などの供給源等として、生物多様性の保全上重要な役割を担っているため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めることとする。

③ 巨樹・巨木の保存

平成12年度に「日本の巨樹・巨木100選」に選定された南佐久地域のトチノキ「茂来山のコブ太郎」、北佐久地域のシナノキ「弘法大師のさかさ杖」と呼ばれる2本の巨木について、地元市町村等関係者による保全協議会等と連携して、次世代への財産として保存することとする。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 林産物の安定的な取引関係の確立に関する事項

① 木材の安定供給

森林のもつ多面的機能の発揮の観点から、森林の主要な機能の一つである木材生産における間伐材等の利用促進にあたっては、列状間伐や高密度路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの定着を図りつつ、木材の生産・販売を実施することとする。

また、これまで間伐等で伐採されても利用されてこなかった小径木や造材後林内に放置されてきた根株・枝条などの未利用間伐材等について、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されたことを踏まえ「システム販売」等を活用し需要者等への安定供給に取り組む。

さらに、今後、人工林資源の成熟に伴う主伐の増加が見込まれており、こうした主伐材の安定供給や新たな需要開拓に貢献するものとなるよう効果的な供給に努めるものとする。

② 木材の利用

これまで利用が低位であった曲がり等を含む木材については、合板や集成材等の原料としての利用拡大に加え、土木分野における、木材の利用範囲の拡大を推進する。

また、木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図ること

を目的とした「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の施行と、「新農林水産省木材利用推進計画」が策定されているところである。加えて、平成23年5月には国土交通省において、木造の官庁施設に適用するための「木造計画・設計基準」が定められているところでもある。

このため、庁舎等における木材利用の拡大に努めるとともに、治山事業等における森林土木工事にあたっては、木材を積極的に利用するなど、自ら木材の利用促進に取り組むこととし、併せて、これらの取組を通じて、管内の林業・木材産業関係者と連携しつつ、広く公共建築物等における木材利用の拡大と国民に対する積極的な啓発に努めることとする。

③ その他林産物の供給

環境緑化木等、国有林野に有する多様な資源については、公益的機能の発揮に配慮しつつ地域振興、資源の有効利用等の観点から適切な供給に努めることとする。

(2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献

林業・木材産業は、生産・流通・加工の各段階が、小規模・分散と多段階となっており、木材需要者のニーズに応じて、品質・性能の確かな製品を低コストで安定的に供給する体制を確立することが課題となっている。このことを踏まえ、国有林野事業においては、林産物の供給等を通じて、地域の川上・川中・川下の関係者との連携を強化し、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築に寄与するように努めることとする。

また、木材の販売にあたっては、持続的・計画的に木材を供給する方針の下で、木材を政策的に供給しうる優位性を活かして、急激な木材価格の変動時の需要動向に対応して、供給調整機能を発揮するため、地域や関係者の意見を迅速かつ的確に把握する等の取組を推進することとする。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

本計画区は、浅間高原等の森林レクリエーション資源が豊富なこと、上信越高原国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園にも指定されていることなどから、国民の保健、文化、教育的利用に資するレクリエーションの森等については、箇所ごとの森林の特徴、利用の形態、地域の要請等を踏まえ、それぞれにふさわしい施設の整備や景観の形成を図ることとし、地域関係者との協働による整備・管理を支える仕組みの充実に努め、地元市町村等と調整を図りながら活用を推進することとする。

① レクリエーションの森

種 類	箇 所 数	面 積 (h a)
自 然 休 養 林	2	2, 266
自 然 観 察 教 育 林	5	521
野 外 ス ポ ー ツ 地 域	4	665
風 景 林	11	2,209
風 致 探 勝 林	4	548
総 数	26	6,209

注：四捨五入により計と内訳の面積は一致しない場合がある。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

地域産業の振興、道路や砂防ダム敷等の公用・公共用・公益事業用地としての活用については、地方公共団体等との情報交換を十分行いつつ、売払い等の手法により、法令等に基づき適切に実施していくこととする。

(3) その他必要な事項

活用にあたっては、森林の持つ公益的機能との調和を図り、併せて、地元市町村等が策定する土地利用計画等との必要な調整を図りつつ、推進することとする。

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林に隣接・介在する民有林の中には小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から、森林所有者等による施業が行われず、当該民有林における土砂の流出等の発生が国有林の発揮する国土保全等の機能に悪影響を及ぼすなど、隣接する国有林の公益的機能の維持増進への支障となることが懸念される場合がある。

このような場合、国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業等を民有林と一体的に行い、民有林の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、森林法第十条の十五の規定による公益的機能維持増進協定制度の活用に努めることとする。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結にあたっては、森林法等に定める基準に適合するとともに当該協定制度の趣旨等に鑑み、民有林の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとする。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

多様で豊かな自然環境や森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用しつつ、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等、国民の要請に機動的・弾力的に対応することとする。

(1) 国民参加の森林に関する事項

NPO等が行う森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど国民による自主的な森林づくり活動を支援することとする。

① ふれあいの森

ボランティア、NPO団体等による自主的な森林整備活動等のフィールドの設定に向け市町村等との連携を図りつつ各種団体等への情報提供などのPR活動に積極的に取り組むこととする。

設定箇所

名 称	面 積 (h a)	位 置 (林小班)
軽井沢ふれあいの森	99	長倉山国有林2101い～れ・ハ、 2102い～わ

② 社会貢献の森

企業の社会的責任(CSR)活動等を目的とした植栽、保育等の森林整備活動等のフィールドの設定に向け、企業への情報提供などのPR活動に積極的に取り組むこととする。

③ 木の文化を支える森

地域の伝統行事や文化の継承等に貢献するためのフィールドの設定に向け、市町村等への情報提供などのPR活動に積極的に取り組むこととする。

④ 遊々の森

森林環境教育の推進を目的とした森林教室、自然観察、体験林業等の体験活動のためのフィールドの設定に向け、学校等への情報提供などのPR活動に積極的に取り組むこととする。

設定箇所

名 称	面 積 (h a)	位 置 (林小班)
御代田町遊々の森	8	浅間山国有林 2 0 3 0 ち林小班ほか
「中野区遊々の森」ともりん	9	長倉山国有林 2 0 8 5 ろ林小班ほか
和田小学校黒耀の森	2	和田山国有林 1 1 3 3 - I ほ林小班
練馬区遊々の森	3 3	浅間山国有林 2 0 7 1 い林小班ほか
計	5 3	

注：四捨五入により計と内訳の面積は一致しない場合がある。

⑤ 多様な活動の森

森林の保全を目的とした美化活動、自然観察、森林パトロール等、上記①～④に分類できない活動のフィールドの設定に向け、各種団体等への情報提供などのPR活動に積極的に取り組むこととする。

設定箇所

名 称	面 積 (h a)	位 置 (林小班)
多様な自然を育む 森林整備プロジェクト	1	浅間山国有林 2 0 5 9 の・お、 2 0 7 2 へ

(2) 分収林に関する事項

森林づくりに自ら参加・協力していこうとする国民や法人等の要求に応えるため、分収林制度を通じて国民参加の森林づくりを推進することとする。

特に都市部の一般企業等が社会貢献活動や社員教育の場として森林づくりを行う「法人の森林」などとしてのフィールドの提供に積極的に取り組むこととする。

区 分	箇 所 数	面積 (ha)
分 収 造 林	3 0 9 (2)	3 , 2 3 9 (6)
分 収 育 林	5 (2)	2 1 3 (2 6)
計	3 1 4 (4)	3 , 4 5 2 (3 2)

注 1 : () は法人の森林の数値 (うち数) である。

注 2 : 四捨五入により計と内訳の面積は一致しない場合がある。

(3) その他必要な事項

① 森林環境教育の推進

ア 学校、県・市町村、企業、ボランティア団体、NPO、地域の森林所有者や森林組合などの民有林関係者等の多様な主体と連携しつつ森林環境教育の推進を図ることとし、次代を担う子供達はもとより国民全体で森林・林業を支えとの理解を醸成することを目標として学校等が国有林野で体験活動などを実施するための「遊々の森」の取り組み、林業体験や森林教室等の体験活動、森林の有する多面的機能に関する普及啓発、情報提供や技術指導等の多様な取組を推進することとする。

イ 教職員やボランティア団体のリーダー等に対する森林環境教育等の技術指導に取り組むこととする。

② 緑づくり支援窓口の活性化

森林環境教育のためのプログラムやフィールドの提供、技術支援や指導者の紹介等、森林管理局、森林管理署等に設置した緑づくり支援窓口の活性化に努めることとする。

③ NPO等の支援の推進

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うことなどにより、国民参加による国有林の積極的な利用を推進することとし、特に自然再生、森林環境教育等に取り組むNPOや教育関係者等の活動支援及び情報提供に努めることとする。

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、各種試験地及び施業指標林の展示等を通じて地域の林業関係者等への指導及び普及を図ることとする。

また、林業技術の開発等にあたっては、地域のニーズに即して国有林野のフィールドを活用し、地域と一体的に推進することとする。

さらに、列状間伐や高密度路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの定着や低コスト造林の開発・導入等を図り、国有林野事業の実施を通じて、それらの民有林への普及に取り組むこととする。

(2) 地域の振興に関する事項

国有林野は、国民共通の財産であるとともに、それぞれの地域における資源でもあり、地域振興への寄与は国有林野事業の重要な使命の一つである。

こうした中で、地域の伝統産業の育成や地域の文化の継承にも資する森林の整備や林産物の供給、地域の農林業に多大な被害を与えている野生鳥獣への対策、国有林野の活用、森林空間の総合利用、人材育成をはじめとした民有林への指導やサポート、民有林材を含めた安定供給体制の構築等の取組は地域の振興にも寄与するものである。

このため、こうした国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用、森林・林業再生への貢献を通じて、林業・木材産業をはじめとする地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。